

千葉県立保健医療大学研究データポリシー

令和7年4月1日制定

1 目的

千葉県立保健医療大学（以下「本学」という）は、保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療の向上に寄与することを基本理念に掲げている。

この理念に照らし、研究データの適切な管理、公開および利活用の促進を図るとともに研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問の発展に資することを目的に、本学における研究データに関する方針をここに定める。

2 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究過程において研究者によって収集あるいは生成されたデータを指す。データ形式やデータの加工段階は問わない。

3 研究データの管理

研究者は、自身の研究データの管理・保存および複製・公衆発信する権利を有する。研究者は、優れた研究を行う上で研究データを適切に管理・保存することが必須であることを認識し、研究データの質の確保に努め、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件に従ってデータを適切に管理・保存する。

4 研究データの公開

研究者は研究分野の特性等を考慮し、法的および倫理的要件に従って、研究データを活用して優れた研究の推進に努めるとともに、可能な場合は、研究者自身の判断に基づいて研究データを公開する。

5 大学の責務

大学は、研究データ管理および公開を支援する環境を整える責務がある。大学は、研究データの多様性を認め、研究データ管理および公開について一律的な扱いを強制することはない。

6 免責事項

本学は、本学研究者が公開するデータの品質確保のために必要な支援を行うものの、公開されたデータの利用に関して生じる一切の損害について、本学及び本学研究者は責任を負わない。

7 ポリシーの見直し

本ポリシーは、法令・社会・学術環境等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。